

高取町子育て世帯既存住宅購入補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、既存の住宅の空き家化の防止及び解消を目指すとともに、高取町における子育て世帯の転入の促進と転出の抑制を図ることを目的に、既存の住宅を購入した、高取町に定住する意思のある子育て世帯に対し、定額を補助するため、予算の範囲内において高取町子育て世帯既存住宅購入補助金（以下「補助金」という。）を交付するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 子育て世帯 出生から18歳未満の者を同一に含む世帯をいう。
- (2) 既存住宅 高取町内に存在する、その面積の全てを自己の居住の用に供する住宅（併用住宅を除く。）で、従前より不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）第74条第1項による所有権保存登記が行われている、新築でない中古の住宅をいう。ただし、土砂災害特別警戒区域内に存在するものを除く。

(3) 既存住宅の購入

既存住宅を購入し、原因が売買の所有権移転登記を終える行為で、以下のいずれかを満たすものをいう。

ア 個人間の所有権移転であるもの

イ 法人から個人への所有権移転で、建築後10年を経過して行われたもの

- (4) 既存住宅に入居した日 住民基本台帳上の住所を既存住宅の所在地に定めた日をいう。

(補助対象者)

第3条 この要綱による補助金を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 子育て世帯の世帯員である者
- (2) 既存住宅の購入を行った者で、既存住宅及び既存住宅の存在する土地の登記名義人。なお、同一の原因による所有権移転登記で共有名義となっている場合でも、共有名義人同士が同一世帯に属さない場合、対象としない。
- (3) 既存住宅に入居した日から1年を経過していない者
- (4) 既存住宅に入居した日から5年以上既存住宅に定住する意思のある者
- (5) 過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けておらず、同一世帯の世帯員においても同様である者。ただし、補助決定当時、18歳未満であった者が新たに子育て世帯となり、別の所在地の既存住宅購入を理由として補助申請を行うことを妨げるものではない。
- (6) 子育て世帯の全員に市区町村税の滞納がない者

(7) 高取町暴力団排除条例（平成23年高取町条例第17号）第2条第3号に規定する暴力団員等でない者

（補助金の額）

第4条 補助金は定額100万円とする。

（交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金交付申請書（様式第1号）及び誓約書（様式第2号）に、次の各号に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 住民票謄本（続柄の記載があるもの）

(2) 子育て世帯全員の納税証明書または非課税証明書（申請日の属する年の1月1日現在における住所地での発行）。なお、18歳未満の者については省略可。

(3) 既存住宅の位置図

(4) 既存住宅の写真

(5) 既存住宅及びその存在する土地の登記事項証明書（履歴事項全部証明書で、交付申請日より3か月以内に交付されたもの）

(6) その他町長が必要と認める書類

（交付の決定）

第6条 町長は、前条に規定する申請書が提出されたときは、その内容を審査し、適正であると認めるときは、補助金交付決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとし、不適当と認めるときは、補助金不交付決定通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の交付決定をする場合において、必要な条件を付することができる。

（請求及び交付）

第7条 前条に規定にする交付決定を受けた者は、交付の決定のあった日から30日以内又は交付の決定のあった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、補助金交付請求書（様式第5号）により町長に補助金を請求するものとする。

2 町長は、前項に規定する請求書の提出を受けたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第9条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 虚偽その他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき。

(2) 交付決定通知を受けた者が、既存住宅に入居した日から5年を経過することなく既存住宅の所在地から住所を移し、又は当該住宅を売却し、若しくは貸与したとき。

(3) この要綱の規定に違反したとき。ただし、災害等やむを得ないと町長が認め

た場合は、この限りでない。

- 2 町長は、前項の規定により補助金の全部又は一部を取り消したときは、補助金交付決定取消通知書（様式第6号）により、交付決定者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第10条 町長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて補助金の返還を求めることができる。

- 2 前項の規定により返還を求められた者は、町長の定める期限までに補助金を町に返還しなければならない。

（報告等）

第11条 町長は、本補助金の交付前又は交付後にかかわらず、必要があると認めたときは、申請者に対し、報告又は書類の提出を求めることができる。

- 2 前項の規定により報告等を求められた者は、速やかに応じなければならない。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の対象は、既存住宅に入居した日が施行の日以降である者に適用する。